

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十二年八月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

医薬品の名称

予定される効能、効果又は
対象疾病

申請者の氏名又は名称及び住所

インターフェロナーベ

中心窩^か新生血管を伴う老人性円板

東レ株式会社 東京都中央区日本橋室

タ

状黄斑^{はん}変性症

町二丁目一番一号